

○岡谷市広告掲載要綱

平成18年3月24日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、広告媒体とは、市の資産のうち広告掲載が可能な市の広報、ウェブページ及び財産等をいう。

(広告の範囲等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の掲載に係る基準等は、別に定める。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生及び再生手続中の事業者
- (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (4) その他市長が不適当であると認めるもの

(広告の種類、規格等)

第5条 広告の種類、規格、期間、掲載位置等については、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集等)

第6条 広告の募集方法、予定価格、選定方法等については、当該広告媒体ごとに別に定める。

(審査委員会)

第7条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、岡谷市広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、委員長は副市長(総務部担当)、副委員長は総務部長をもって充て、委員は職員のうちから市長が任命する。

(平成19告示53・平成20告示52・平成20告示72・一部改正)

(職務)

第8条 委員長は、審査委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、他の職員を会議に出席させ、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、総務部財政課が行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第53号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第52号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第72号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。